

安曇野市立穂高西中学校「学校いじめ防止基本方針」

安曇野市立穂高西中学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

前項に規定する心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものを、その事実を知りながら行うことを含む。

（平成25年施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があるということを理解して教育活動にあたる。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなる。」という共通認識にたち、全校生徒がいじめのない学校生活を送り、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止の基本姿勢は下記のとおりである。

- ①いじめは絶対に許さない、見過ごさない学級・学校づくりに努める。
- ②生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- ③生徒・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

これまでであった特別委員会の「いじめ対策委員会」と「不登校・適応支援委員会」の連携をより密なものにし、いじめに関する内容と不登校に関する内容を分け、よりスムーズに事案に対して動けるようにする。「いじめ対策委員会」は、一学期に一回、いじめに関するアンケートを集計した後に行う。それ以外は、必要に応じて開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

毎回の職員会で、配慮を要する生徒及び生徒指導に関わる事案について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・どの子どもにもわかる・できる授業の実践を心がける。「ねらい・めりはり・見とどけ」を大切に、基礎学力の定着を図る。授業のユニバーサルデザイン化を図り、1時間の流れが把握できるようにする。
- ・ハイパーQ.Uを全学年で実施して、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級作りの参考にしていく。特に、要支援群に位置づいてくる生徒に対して、具体的な取り組みを考え経過を見ていく。

(2) 人権教育と道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感や自尊感情、他者理解を高めていく。
- ・人権教育旬間を中心に、思いやりの心や助け合いの心を育んでいく。

(3) 生徒会、各委員会企画や学校行事での他学年との交流活動の実施

- ・各委員会が縦割り学級や全校での交流を企画し、年間を通して実施する。
- ・ありあけ祭（文化祭）、校外生徒会、部活動を中心に異年齢とのかかわりや協力することを学ぶ。

(4) インターネット等のいじめに対する対策

- ・技術・家庭科で情報教育を実施し、使い方やマナー・モラル教育を行う。
- ・全校で「インターネットの使い方やマナー・モラル教育」の講演会を、年1回を目安に実施する。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・PTAの各種会議や学級PTA等において、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・「インターネットの使い方やマナー・モラル教育」講演会への参加を呼びかけ啓発を行う。

4 いじめ早期発見の取組

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ・生徒の表情を観察したり、声がけをしたり、日常生活で学級担任による共に過ごす時間の確保。
- ・生活記録や提出ノートなどを通じた対話による生徒の気持ちや行動の変化の把握。
- ・学級担任、教科担任の情報交換。
- ・学年会等での情報交換。

(2) 相談体制の整備

- ・各学期に一回、教育相談週間を設け、担任と生徒一人ひとりが話し合う時間をとる。相談時間は一人約5分とし、必要であれば別に時間を取って、さらに詳しく話を聞く。
- ・年に一回、学校生活に関するアンケートを行い、生徒の人間関係や悩みを把握する。
- ・生徒、保護者や地域の方がいつでも相談できるように窓口（教頭）の周知を呼びかける。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめがあった場合は、「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する

(2) 事実確認と事実関係の整理

(3) いじめをやめさせ、いじめられた生徒・保護者に対する支援

(4) いじめた生徒への指導と保護者への助言

(5) いじめが起きた集団への指導

(6) 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※その他、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校の対応

(1) 重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告する。

(2) 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ対策委員会」を中核とし、対応チームを組織する。

(3) 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行う。

(4) 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制を構築する。

(5) いじめられた生徒の安心・安全の確保

(6) いじめた生徒への指導